

11月は

ねんきん月間

です

年金保険料、納めていますか？

この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を行います。

いみらい
11月30日は
年金の日

公的年金は、老後の支えとしての役割だけでなく、若い時に障害を負ってしまった場合や、家計の支え手を亡くした場合にも、もらうこと（障害年金、遺族年金）ができます。

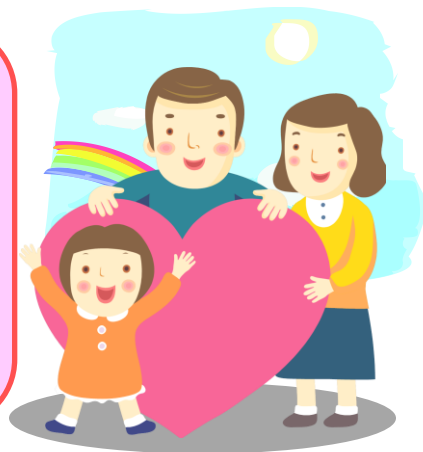
「ねんきん月間」では、公的年金制度の趣旨や仕組みを分かりやすく伝えるさまざまな取組を行っています。この機会に、公的年金について考えてみませんか？

「ねんきん月間」の趣旨は、ホームページをご覧ください。

●日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

「ねんきん月間」の取組内容

- 市区町村役場、大学、祭事会場、商業施設など、全国各地のさまざまな場所で、年金事務所職員などによる出張年金相談を行います。
- 大学や高校などで、学生向け年金セミナーを実施します。
- 「わたしと年金」エッセイの優秀作品を発表します。（日本年金機構ホームページ上）
- 国民年金保険料の納付案内を積極的に実施します。



年金保険料、納めていますか？

国民年金保険料を納めないまま放置すると・・・

年金を受け取ることができない場合があります!! 保険料は必ず納めましょう。

国民年金保険料を納めるのが難しい場合は・・・

所得が少ないなど、保険料を納めることが難しい場合は、申請することにより、保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。



この機会に、年金について考え、公的年金制度の趣旨や仕組みについてご理解いただきますようお願いします。



日本年金機構

Japan Pension Service